

1031

475

様式44

令和7年 11月 6日

三重県知事 一見 勝之様 へ

医療法人の住所 三重県津市大門10番6号

医療法人の名称 医療法人 双樹会

理事長名 林 秀俊

電話 059 (224) 9900

決 算 届

令和6年 9月 1日から 令和7年 8月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人双樹会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県津市大門10番6号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年9月1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

診療所	林耳鼻いんこう科 クリニック	2410505396	三重県津市大門10番6号	
-----	-------------------	------------	--------------	--

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことが

できる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月23日 前年度決算の決定

令和7年8月31日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 双樹会  
 所在地 三重県津市大門10番6号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 ( 令和7年 8月 31日現在)

1. 資 産 額 33,148 千円  
 2. 負 債 額 87,183 千円  
 3. 純 資 産 額 △ 54,035 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	239
B 固 定 資 産	32,909
C 資 産 合 計 (A+B)	33,148
D 負 債 合 計	87,183
E 純 資 産 (C-D)	△ 54,035

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 双樹会

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

所在地 三重県津市大門10番6号

貸 借 対 照 表

( 令和7年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	239	I 流動負債	72
II 固定資産	32,909	II 固定負債	87,111
1 有形固定資産	32,699		
2 無形固定資産	200	負債合計	87,183
3 その他の資産	10	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	△ 62,035
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	△ 54,035
資産合計	33,148	負債・純資産合計	33,148

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 双樹会

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

所在地 三重県津市大門10番6号

損 益 計 算 書  
(自 令和6年 9月 1日 至 令和7年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	4,396
2 事業費用	8,640
本来業務事業損失	△ 4,244
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業損失	
事業損失	△ 4,244
II 事業外収益	1,296
III 事業外費用	2,156
経常損失	△ 5,104
IV 特別利益	
V 特別損失	80
税引前当期純損失	△ 5,184
法人税等	72
当期純損失	△ 5,256

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 双樹会  
理事長 林 秀俊 殿

私（注 1）は、医療法人 双樹会の 令和 6 年会計年度（令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 10 月 29 日  
医療法人 双樹会  
監事 坂倉 健二

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。